

労務管理セミナー（第2回）のご案内

来年よりマイナンバー制度が導入されますが、従業員を一人でも雇用されている会社であれば、対応が求められてきます。準備の出来ていない会社は是非この機会に受講されてはいかがでしょうか？

また、将来の法改正を見越して、企業としてどのような労務管理の施策を取っていったらいいのか？ このセミナーを通して、学ぶことが出来ます。

セミナー名	開催日時 及び セミナー内容
就業規則の使い方 	◆8月27日(木) 午後2時00分～4時00分 せっかく立派な就業規則を作成しているのに、いざというときに全く使われていないケースが見受けられます。このセミナーでは具体的な事例に沿ったケースをもとに就業規則の活用方法を解説します。 このセミナーを受けると次のようなケースでの活用方法が理解できます。 (1)「困った社員」に対してどのような対応をすればいいか？ 例)急に欠勤し始めて、連絡が取れずに困っている.. (2)採用でのミスマッチを防ぐには？ 例)せっかく採用してもすぐに辞めてしまう (3)固定残業代を出しているが、ルール決めが出来ていない
マイナンバー制度への準備・対応 	◆9月3日(木) 午後2時00分～4時00分 2016年1月からスタートするマイナンバー制度。住民票を有する全ての国民に12桁の番号が付与され、税・社会保障・災害の3つの分野で利用されることとなります。このセミナーでは制度導入まで残り4ヶ月を切った中で、最低限、企業としてやっておいて欲しい具体的な対応について分かりやすくご説明します。 (1)マイナンバーによって実務はどのように変わるのか (2)制度導入で求められる個人情報の管理方法、廃棄、安全管理対策 (3)平成28年1月に向けて企業が対応しなければならないこと
3年先行く労務管理～将来の法改正に向けて、企業が準備しておくこと～ 	◆9月17日(木) 午後2時00分～4時00分 ☒ 来年4月から10日以上の有給休暇がある場合、企業に年次有給休暇の時季指定義務(5日間)が発生します。併せて、年次有給休暇の管理も必要になってきます。皆さんの会社では従業員の有給休暇の管理は出来ているでしょうか？ ☒ 障害者雇用率(2.0%)も中小企業へ対象が広がってきますが、採用計画も考慮して、会社での対応は出来ているでしょうか？ ☒ 現在猶予されている中小企業への60時間超の残業に対する割増率(50%)の引き上げも、平成31年4月より適用されますが、長時間労働への対応は出来ているでしょうか？ このセミナーでは今後の法律改正を分かりやすくご説明し、将来の労務管理のあるべき姿、準備しておくこと、その対応策が理解できるようになります。

※申込方法等の詳細は裏面をご覧ください。

◆**担当講師：山本 亨（やまもと とおる）氏**

特定社会保険労務士 / 2級キャリア・コンサルティング技能士
産業カウンセラー、心理相談員
アンガーマネジメントファシリテーター（日本アンガーマネジメント協会認定）
社会保険労務士法人アンカー 代表社員
大手電子部品メーカーの人事部門にて管理職研修、50歳代向けライフプラン、新入社員研修、メンタルヘルス等の研修講師を経験し、独立現在は顧問先への労務管理指導のほか、キャリア・コンサルタントとして若年者向け求職支援セミナーの講師としても活躍中。



◆**参加費：1講座1人当たり 3,000円（消費税・テキスト代込み）**

※当日会場にて徴収いたします。（1名で全講座参加された場合、9,000円となります）

◆**会場：市民交流センター えんぱーく4階 塩尻商工会議所 会議室**

※駐車場はえんぱーく向かい市営駐車場を御利用ください。（3時間無料）

◆**申込方法**：下記参加申込書に必要事項をご記入の上、FAXまたは電話にてお申し込みください。※塩尻商工会議所会員以外でも参加可能です。

◆**お問合せ**：塩尻商工会議所・塩尻中小企業相談所／電話（0263）52-0258

労務管理セミナー参加申込書		
FAX: (0263) 51-1388 (FAX送信の際は、番号に十分ご注意ください。)		
講座名	参加者氏名①	参加者氏名②
8/27(木)就業規則の使い方		
9/3(木) マイナンバーへの準備・対応		
9/17(木) 3年先行く労務管理		
住所 事業所名 電話番号	〒 TEL ()	

◎ご記入頂きました情報は、商工会議所が行う事業の実施・運営や商工会議所からの連絡・情報提供のために利用する場合があります。